

事務連絡
令和5年9月27日

神奈川県精神科病院協会 御中

神奈川県健康医療局保健医療部
がん・疾病対策課

精神科医療機関における入院患者に対する通信面会の制限について（周知）

本県の精神保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

このことについて、人権擁護の観点から適切な患者の処遇を図るため、下記要請事項に留意のうえご対応いただくとともに、別添のような掲示物を院内でご使用いただきますよう当課より貴会会員に周知しておりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

記

病状の悪化等の医療又は保護の上で合理的な理由がある場合、かつ合理的な方法及び範囲における制限の場合には、医師の判断に基づいて患者に対して電話の制限を行うことができるが、制限中であっても都道府県及び地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに患者の代理人である弁護士との電話の制限については、いかなる場合もこれを行うことができない。

- 精神保健福祉法第36条第2項
- 昭和63年厚生省告示第128号「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限」

問合せ先

がん・疾病対策課

精神保健医療グループ 高鳥・山口

電話045-210-4727

電話制限中であっても、以下の宛先には電話をすることができます

指定病院用

○代理人である弁護士

○下記の関係行政機関

関係行政機関名	内容	連絡先
神奈川県 健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課 精神保健医療グループ	知事及び市長が入院措置を採った措置入院者からの <u>措置入院処分に対する不服申立て</u>	045-210-1111
神奈川県精神保健福祉センター	知事が入院措置を採った措置入院者及び医療保護入院者等からの <u>退院等の請求</u>	045-821-8822
横浜市こころの健康相談センター	<u>横浜市長</u> が入院措置を採った措置入院者からの <u>退院等の請求</u>	045-671-4455
川崎市総合リハビリテーション 推進センター	<u>川崎市長</u> が入院措置を採った措置入院者からの <u>退院等の請求</u>	044-200-3195
相模原市精神保健福祉センター	<u>相模原市長</u> が入院措置を採った措置入院者からの <u>退院等の請求</u>	042-769-9818
横浜地方法務局本局・支局	人権相談	0570-003-110

電話制限中であっても、以下の宛先には電話をすることができます

非指定病院用

○代理人である弁護士

○下記の関係行政機関

関係行政機関名	内容	連絡先
神奈川県精神保健福祉センター	医療保護入院者等からの <u>退院等の請求</u>	045-821-8822
横浜地方法務局本局・支局	人権相談	0570-003-110